

安全への 取り組みを見える化! Gマークを 取得しませんか?



認定事業者は、様々な面で取得による効果を実感しています。

- 1 Gマークをつけて走ることで常に見られているという意識を持つようになり、ドライバーにプロの模範であるという自覚が芽生え安全に対する意識が高まりました。(A 運送)
- 2 これまで曖昧だった安全対策がGマークの取得をきっかけに明確化され、会社全体で統一した安全管理方法が根付きました。(B 物流)
- 3 社内の安全会議などで問題提起や対処法について積極的に意見が交わされるようになり、自発的な安全推進活動への提案や実践が行われています。(C 通運)
- 4 安全に力を入れている会社、従業員を大事にしている会社と評価されるようになり、荷主や同業他社とのコミュニケーションが活発化して営業活動がやりやすくなりました。(D 運輸)

「安全性優良事業所 認定事例集」より抜粋。詳細は、全ト協ホームページに掲載。



国土交通省

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



公益社団法人
全日本トラック協会

国土交通省が推進するGマーク認定制度!

「安全性優良事業所」は全日本トラック協会が認定する
安全・安心な運送事業所です

平成26年12月末現在、全国で21,125事業所（全事業所の25.3%）のトラックがGマークを付けて走っています。



安全性優良事業所とは

荷主企業が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、安全性評価委員会の評価を経て、全日本トラック協会（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）が認定した事業所です。

認定の要件は

法令の遵守状況と安全性に関する取組の積極性を評価するため、38項目の評価基準が設けられており、100点満点中80点以上の評価と社会保険等の適正加入などが認定の要件となっています。

なお、認定の有効期間は、新規が2年間、初回更新が3年間、2回目更新以降は4年間です。

申請については

申請は会社単位ではなく、事業所単位です。都道府県トラック協会（地方貨物自動車運送適正化事業実施機関）で申請書類等の受付を行っています。

★★★★★★ 評価結果の活用で更なる安全向上へ ★★★★★★

審査を行った全ての事業所に対して、評価する38項目の各項目の評価結果を通知します。これにより事業所の各項目の状況が確認できますので、今後重点を置く項目など更なる安全への取り組みを行う上で活用することができます。

どのような内容が評価されるのでしょうか？

(平成 26 年度時点)

I. 安全性に対する法令の遵守状況 (配点 40 点・基準点数 32 点)

中項目	小項目	配点
1. 事業計画等(注1)	(1) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1
2. 帳票類の整備、報告等(注1)	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1
	(2) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1
	(3) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	1
3. 運行管理等(注1)	(1) 運行管理規程が定められているか。	1
	(2) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	1
	(3) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	1
	(4) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3
	(5) 過積載による運送を行っていないか。	3
	(6) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	3
	(7) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	3
	(8) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	1
	(9) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1
	(10) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	3
	(11) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	1
	(12) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	2
4. 車両管理等(注1)	(1) 整備管理規程が定められているか。	1
	(2) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	1
	(3) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1
	(4) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	3
5. 労基法等(注1)	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	1
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	1
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	1
	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	1
6. 運輸安全マネジメント(注2)	運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	3
小計		40

注1：①項目毎に、巡回指導結果が「適」の場合は加点し、「否」の場合は加点しません。なお、巡回指導後に改善されても加点しません。

②事業所により該当しない項目がある場合、当該項目は加点します。

③巡回指導時に書類不備等により判定できなかった項目は加点しません。

注2：申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。

II. 事故や違反の状況 (配点 40 点・基準点数 21 点)

中項目	小項目	配点
1. 事故の実績	基準日から過去3年間に、事業所の事業用自動車に有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則(国土交通省令)第2条各号に定める事故がないか。	20
2. 違反(行政処分)の実績	基準日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何点か。	20
小計		40

注：①事故の実績について、上記に該当する有責の第一当事者となる事故がある場合は0点、無い場合は20点とします。

②違反(行政処分)の実績について、累積点数が20点以上の場合は0点、20点未満の場合は、(20点) - (累積点数) で求めた得点を加点します。

III. 安全性に対する取組の積極性 (配点 20 点・基準点数 12 点)

自認項目	配点	
1. 事故防止対策マニュアル等を活用している。	2	
2. 事業所内で安全対策会議(安全に関するQC活動を含む。)を定期的実施している。	3	
3. 荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的実施している。	2	
4. 自社内独自の運転者研修等を実施している。	3	
5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。	2	
6. 特定の運転者以外にも適性診断(一般診断)を計画的に受診させている。	2	
7. 安全運行につながる省エネ運転を実施し、その結果に基づき、個別の指導教育を実施している。	1	
8. 定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故、違反実態を把握して、個別指導に活用している。	2	
9. グリーン経営認証やISO(9000シリーズ又は14000シリーズ)等を取得している。	1	
10. 過去に行政、外部機関、トラック協会から、輸送の安全に関する表彰を受けたことがある。	1	
11. その他輸送の安全に関する自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。	1	
小計		20

注：申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。

巡回指導の結果



運輸安全マネジメントの取組状況

安全対策会議



個別の指導

安全性優良事業所に対しては、 国土交通省等から様々なインセンティブが付与されています

(平成 26 年度時点)

国土交通省	違反点数の消去	通常、違反点数は 3 年間で消去されますが、違反点数付与後 2 年間違反点数の付与のない場合、当該違反点数を消去できます。
	IT 点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間又は車庫間での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2 地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	補助条件の緩和	CNG トラック等に対する補助について、新車のみの導入については最低台数要件が 3 台から 1 台に緩和されます。
	安全性優良事業所表彰	安全性優良事業所のうち、連続して 10 年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。
全日本トラック協会	助成の優遇	全日本トラック協会が行う会員事業者に対する助成事業に関し、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。 ①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度に係る特別研修について、受講料助成金の増額（通常 7 割⇒全額助成） ②安全装置等導入促進助成事業に係る IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器について、1 台 1 万円の助成 ③経営診断受診促進助成事業に係る診断助成金の増額（通常上限 8 万円⇒10 万円）
損保会社	保険料の割引	損害保険会社の一部企業では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。

※上記の他にも、国土交通省の平成 26 年度補正予算で実施された「中小トラック事業者の燃料費対策」に係る補助事業において、Gマーク取得事業者に対し、優先的な補助が行われるなど、安全性優良事業所に対しインセンティブが付与されています。



「安全性優良事業所」認定の G マークは、厳正な審査により高評価を得た事業所のみ
に与えられる“安全性”の証です。
G の由来は Good 「よい」、Glory 「繁栄」
の頭文字 G を取ったものです。

「安全性優良事業所」認定制度の詳細を知るには？

安全性優良事業所（G マーク事業所）は、全日本トラック協会のホームページにて、事業所名、住所、電話番号を公表しています。また、平成 27 年からは、認定事業所の希望によりホームページへのリンク及び主な輸送品目を掲載しています。

安全性優良事業所トップページ



<http://www.jta.or.jp/gmark/gmark.html>

お気軽に
お問い合わせ
ください

認定の要件は、法令を遵守し、安全運行を心がけている事業所にとっては、必ずしも難しいものではありません。認定を受けるためにどのような取組が必要か、申請書の記載方法や必要書類など、お気軽に都道府県トラック協会又は全日本トラック協会にお問い合わせください。



公益社団法人

全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5 TEL: 03-3354-1067